

## 学習や生活についての指導の基本

### (1) 自主・自立・自学・自習・自己責任

調和のとれた人間形成と一人一人の自己実現のために、求められるのは「与えられ、させられる」のではなく「自ら求め取り組む」姿勢です。自主・自立の生活態度、自学・自習の学習姿勢、自らを振り返る自己責任の意識を持たなくてはなりません。

### (2) モラル・マナー・ルールの尊重

モラルとは、人として守るべき行動の基準や善悪の判断のことです。

マナーとは、社会生活の中で周囲に迷惑をかけないように、一人一人が互いに守るべき行動や態度です。

ルールとは、具体的に決められた規則で、違反すれば処罰されることもあります。

### (3) 文章に書かれていないところにも守らなければならないことがある

あなたは、規則として文章に書かれていないことでも、モラルやマナーの観点から自分で考えて正しく判断できる人ですね。できない場合は注意を受けます。

校内外の生活態度や服装、登校状況、そして授業態度について注意されたときは、誠実な態度で受け止め、モラルやマナーの観点から自分の行動を反省しなければなりません。

### (4) 授業規律の厳守

本校は「自ら学ぶ」者が集う単位制高校です。

授業は、その「学びの場」を最も象徴する場です。

授業のルールや学ぶ者のマナーは守らなければいけません。

## 生徒心得

本校の生徒は、お互いの人格を尊重し、社会の一員としての自覚を持ち、常に自由と責任の意味を考え、マナーある行動を心がけます。

## 本校の求める服装と身だしなみ

東濃フロンティア高校には、制服が定められています。  
しかし、指定の日を除いて制服以外の服装で登校することもできます。

### 制服についての基本方針

制服を定めるが、購入を義務づけない。(スーツなども可とする。)

「正装の日」には制服や、それに準じた服装を着用する。

学びの場にふさわしい、節度ある服装と着こなしをする。

ただし、自分勝手な服装でよいわけではありません。

高価な衣服や遊び着、派手なデザインの衣服は、プライベートな時間を自由に過ごすときには問題ありませんが、学びの場である東濃フロンティア高校にはふさわしくありません。清潔感のない服装やだらしない着こなしは、あなた個人だけでなく本校の生徒全体の品位を損なうため、社会性を育てる観点から指導を行います。

※指導の対象となる行為

- ・染色・脱色・パーマ等、頭髮を加工すること
- ・サンダル等で登校すること
- ・学校生活においてピアス等、装飾品を着けること

**正装の日** (制服等を着用する日)

- 入学式や卒業式、始業や終業の日などの儀式的行事をはじめ、一般の方と接する企業への訪問や実習、講演会などの学校行事には、制服または制服に準じた公式の場にふさわしい服装が必要です。
- CTの時間は原則正装です。
- 正装の日には、家を出るときから身だしなみを整えて登校することが求められます。

## アルバイト

アルバイトの目的は学校生活を経済的に支えることです

アルバイトを希望する人は何のためのアルバイトか、その目的を保護者の方とよく相談しましょう。しっかりした職場での無理のない仕事で、学校生活に悪影響を及ぼさない範囲で行いましょう。保護者の責任のもとに「アルバイト届」（就業届）を提出してください。

以下のアルバイトは禁止です。

- ①学校生活に支障があるもの。（長時間勤務、危険を伴う労働など）
- ②深夜・風俗等、「青少年保護育成条例」等に違反するもの。

アルバイトを辞めた場合は「離職届」を提出して下さい。

## バイクや自動車について

在籍期間はバイク（原付含む）や自動車の運転、自動車学校への入校、及び免許の取得は禁止です。もちろん、バイク（原付含む）や自動車運転での通学は禁止です。

アルバイトのための免許取得は認められませんが、次の事項に該当する場合は、願い出た上で、特別に許可されることがあります。

- ①卒業年次の生徒で、修得単位等の諸条件を満たしている場合。
- ②その他、学校長が特に認めた場合。

入学以前に既に運転免許を取得している人は必ず免許既取得届けを提出すること。

## 自転車通学

自転車通学は届け出制です。次のことを守って届け出て下さい。

- ①自転車保険に加入すること
- ②各家庭の責任で、自転車の点検と整備を常時行うこと
- ③本校指定の自転車置き場に駐輪すること

### \*自転車保険

事故によるけがや自転車の破損の補償をする保険です。接触事故等で加害者になり、高額な治療費等を賠償しなければならない社会的な責任を問われる可能性もあります。保険は保護者の方が任意に選んでいただいて結構ですが、学校でも紹介します。

### \*施錠

盗難防止のため、二重施錠にしてください。

## 特別指導について

次のような行為をした場合は、特別指導を行います。

- ①人権の侵害、生命財産の侵害に関わる場合
- ②法律及び社会規範に反する場合
- ③職員の指導に従わない場合
- ④授業規律を乱す場合
- ⑤無断での欠席、遅刻、早退、欠課、中抜けが度重なる場合
- ⑥欠課が度重なる場合

(例)

-----  
他者への誹謗（ひぼう）中傷（ちゅうしょう）・ネットモラル違反・暴力行為・いじめ・恐喝・万引き・窃盗・薬物乱用・器物破損・家出・無免許運転・不正乗車・性的問題行動・未成年の飲酒喫煙・不健全娯楽・四ない運動違反・教師に対する暴言・考査等の不正行為・その他本校の生徒としてふさわしくない行為

## 生徒証の装着

**生徒証は本校の生徒であるという証（あかし）です。**

○校内では常に必ず首から下げて、顔写真が見えるように身につけること。裏返したり、顔写真の上にシール等を貼って顔が見えないようにしてはいけません。

○大切に、置き忘れないよう注意すること。

○紛失した場合は、直ちに届け出ること。

○紛失をした場合、または常に忘れている場合は、新たに作り直してもらいます。

## 校則の改正又は廃止の手続き

1. 生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
2. 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
3. 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
4. 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

### 【参考】校則の見直しの視点

- (1) 学校の教育目標を達成するために必要かつ合理的範囲のものになっているか
- (2) 生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか
- (3) 原則として学校管理下の範囲内に限定するものになっているか
- (4) 他の生徒の学習の妨げを防止するものになっているか
- (5) 生徒自身の権利利益を保障(生命、身体、財産の保護など)するものになっているか
- (6) 実社会で必要となる規範意識を醸成するものになっているか            など